

高知県教育委員会 会議録

平成29年7月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成29年7月4日(火) 16:00

閉会 平成29年7月4日(火) 16:20

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	平田 健一
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	渡邊 浩人
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	小島 丈晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 7月臨時委員会を開催する。

教育次長 (提案説明)

教育長 付議第2号は、人事に関する議案のため、非公開として取り扱うこととする。
賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

教育長 それでは、付議第2号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 平成30年度高知県立中学校入学志願者取扱要項の一部改正に関する議案
(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

八田委員	2の「通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則による」とあるが、ただしから続く文脈は、規則によらないものを行っているのか。
事務局	規則に合わない生徒については、必要書類を提出してもらい、承認を受けた者が出願できるという形でまとめている。
教育長	ただし以下は、規則の例外について記載しているということである。規則に関わらずというような言葉が入っていれば、分かりやすい。
木村委員	上記1は必要事項であるが、2のただし以下は、区域以外の者が対象になるということによいか。
事務局	そういうことである。
教育長	規則によらない場合でも、2のただし以下に該当していれば出願することができると思う。要項についても記載は同じようになっているか。
事務局	要項についても、同様の記載になっており、3月には了承を得ている。
八田委員	ただし以下が、規則に加えてというように読めるのではないかと、少し違和感があったが、「以下のいずれかに」という箇所を読めば、ア・イの具体的内容が分かるので、特に問題ないように思う。
事務局	取扱要領と手引きの方で、さらに詳しく説明し、誤解のない形で記入できるようにする。受検者、保護者には、これらをセットにして冊子で渡すので、この部分だけを読んで誤解することにはならないと考えている。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 事務局職員の人事議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第2号 原案どおり議決